

令和6年度 第4回京都市交通局コンプライアンス推進委員会監察部会の流れについて

1 開催日時

令和6年11月1日（金）9時20分～

2 監察部会の流れ

(1) 統括監察員からの指示

- ・ 今回の事案を全ての職員が自分事として再認識し、危機感と緊張感を持って業務遂行に当たるよう、所属職員への周知・徹底を指示

(2) 職員課長からの資料説明

(3) 監察監からの訓示

- ・ 今回の事案は、高速鉄道部における無賃乗車・隠ぺい事案等について、所属での注意喚起や個人面談等により、十分に認識していたにもかかわらず発生した。

所属職員一人一人が自分事として捉え、コンプライアンス意識を定着、徹底させることができるよう、交通局一丸となって、粘り強く継続的に再発防止に取り組むことを厳命

3 部会の構成員

別紙「京都市交通局コンプライアンス推進委員会監察部会名簿」のとおり

令和6年度 第4回京都市交通局コンプライアンス推進委員会監察部会 次第

日時：令和6年11月1日（金）

9時20分～

場所：天神川3階 大会議室1

1 京都市交通局コンプライアンス推進委員会監察部会について

- ・職員 of 懲戒処分について

資料1

- ・局達「コンプライアンスの再徹底と交通局職員としての自覚」

資料2

(報道発表資料)

令和 6 年 11 月 1 日  
京 都 市 交 通 局  
(担当 企画総務部職員課 863-5073)

## 職員の懲戒処分 (交通局)

本日、職員の懲戒処分を発令しました。

## 【1】

被処分者	(1) 氏 名 (2) 所 属 自動車部九条営業所 (3) 年齢・性別 45 歳・男性 (4) 職 種 運転士 (以下「被処分者A」という。)
処分発令日	令和 6 年 11 月 1 日
処分内容	停職 15 日
事案概要	<p>被処分者Aは、令和 6 年 10 月 4 日、市バス営業運行中に京都駅前停留所から乗車してきた後輩である交通局職員 2 名（被処分者B及び被処分者C）が烏丸七条停留所で降車する際に IC 乗車券で運賃を支払おうとしたが、IC 乗車券読取部を手で覆い、運賃を収受することなく降車させた。</p> <p>また、営業運行中にもかかわらず、信号停車中に同 2 名と不必要な会話を行うなど、他のお客様に不快感を抱かせた。</p> <p>さらに、被処分者Aは、当該行為を所属等に報告せず、当初の事情聴取において、バスに乗車した 2 名は交通局職員ではなく、SNS で知り合った知人であると虚偽の申述を行った。</p>

## 【2】

被処分者	(1) 所 属 自動車部九条営業所 (2) 年齢・性別 44 歳・女性 (3) 職 種 運転士 (以下「被処分者B」という。)	(1) 所 属 自動車部烏丸営業所 (2) 年齢・性別 40 歳・女性 (3) 職 種 運転士 (以下「被処分者C」という。)
処分発令日	令和 6 年 11 月 1 日	
処分内容	戒告	
事案概要	<p>被処分者B及び被処分者Cは、令和 6 年 10 月 4 日、被処分者Aが乗務する市バスに京都駅前停留所から乗車し、烏丸七条停留所で降車する際、IC 乗車券で運賃を支払おうとしたが、先輩である被処分者Aが IC 乗車券読取部を手で覆ったことを受け、当該行為を正すことなく、運賃を支払わずに降車した。</p> <p>また、営業運行中にもかかわらず、信号停車中に被処分者Aと不必要な会話を行うなど、他のお客様に不快感を抱かせた。</p> <p>さらに、被処分者B及びCは、当該行為を所属等に報告しなかった。</p>	
備 考	上記の各事案における管理監督責任として、自動車部長、九条営業所長及び烏丸営業所長に対し、交通局次長から口頭による嚴重注意を行った。	

## コンプライアンスの再徹底と交通局職員としての自覚

今般、市バス運転士が、自身が乗務するバスに乗車した後輩運転士 2 名に対して、意図的に運賃を収受しない事案を発生させるとともに、虚偽の申述を行った。

また、後輩運転士 2 名は当該行為を正すことなく、運賃を支払わずに降車した。

加えて、これらの行為を所属等に報告しなかった。

本事案は、お客様からの運賃収入で成り立っている交通局の職員として、あるまじき言語道断の行為である。

この間の度重なる不祥事を、未だに自分事として捉えていない職員がいることは、極めて遺憾である。

については、全ての職員が自分事として再認識し、危機感と緊張感を持ち、下記の事項を徹底するよう改めて厳命する。

### 記

- 1 法令、規則等、定められたルールを今一度確認し、公金の取扱いはもとより、日常の業務を適正に遂行すること。
- 2 公務中だけでなく勤務時間外においても公務員であり、また、交通局職員であることを意識し、公私ともに常に自らを厳しく律し、行動すること。

上記にかかわらず、交通局の信頼を失墜させる行為を行った者に対しては、厳しい姿勢で臨むものとする。

令和 6 年 11 月 1 日

管 理 者

## 京都市交通局コンプライアンス推進委員会監察部会名簿

監察部会	
次長（監察監（部会長））	大塚 健志
企画総務部長（統括監察員）	米津 好美
企画総務部担当部長	上田 和樹
企画総務部担当部長	金田 ひろ野
自動車部長	西山 真司
自動車部担当部長	児玉 宜治
自動車部九条営業所長	増田 保和
高速鉄道部長	塩見 康裕
高速鉄道部担当部長	秋丸 隆之
企画総務部企画総務課長	清水 博之
企画総務部職員課長	平井 真一
企画総務部財務課長	橘 大輔
企画総務部研修所長	北尾 雅則
企画総務部企画調査課長	西尾 知
企画総務部営業推進課長	木村 麻理
自動車部管理課長	秦 洋平
自動車部運輸課長	小寺 一郎
自動車部技術課長	朝田 政宏
自動車部自動車整備工場長	山田 篤
自動車部西賀茂営業所長	國生 善宏
自動車部烏丸営業所長	八木 浩一
自動車部梅津営業所長	北岡 一彦
高速鉄道部管理課長	横井 洋幸
高速鉄道部運輸課長	菱田 真一郎
高速鉄道部烏丸線運輸事務所長	中山 晋一
高速鉄道部東西線運輸事務所長	平岡 昭三
高速鉄道部技術監理課長	宅野 雅博
高速鉄道部高速車両課長	佐々木 英人
高速鉄道部車両工場長	松田 誠二
高速鉄道部電気課長	池田 茂生